

## 特定労務管理対象機関の指定について

### 1 概要

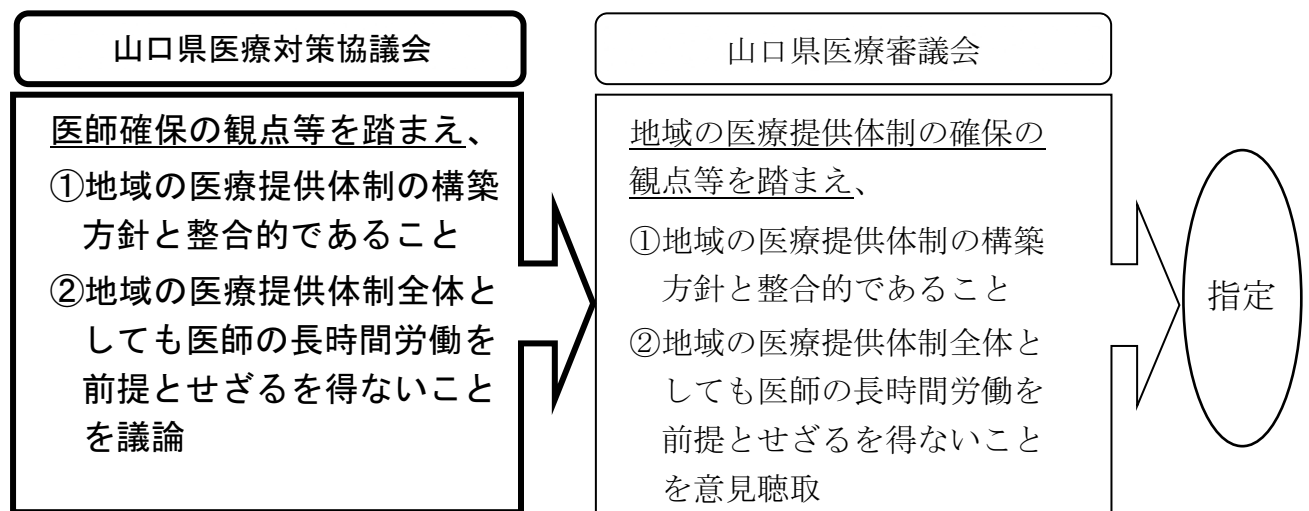
令和6年度（2024年4月）以降、医療機関に勤務する医師の時間外労働が上限水準（年間の時間外・休日労働時間が960時間）を超える医師が1人でもいる場合は、医療機関勤務環境評価センターの評価を受け、県から特定労務管理対象機関の指定を受けることが必要。

《新医療法第113条第5項》

県は特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療審議会の意見を聴かなければならない。

### 2 医療対策協議会の役割

《医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ（R2.12.22）》  
実質的な議論は医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定



### 3 申請内容の確認

今回、徳山中央病院から特定地域医療提供機関（B水準）、山口大学医学部附属病院から連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）に係る指定の申請がなされた。

医療機関勤務環境評価センターによる評価結果通知書等を踏まえ、申請内容に対応した審査項目に沿って指定要件を満たしていることを確認したところであり、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

### 4 今後の予定

- R 6 . 2 . 1 6 山口県医療審議会での意見聴取
- R 6 . 3 特定労務管理対象機関の指定

## 特定労務管理対象機関指定審査表（1）

## B 水準：特定地域医療提供機関（徳山中央病院）

B 水準…地域医療提供体制の確保の観点から、必要とされる機能を果たすために、自院において、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	三次救急医療機関	該当	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターとして、1 日平均 14 人の救急搬送患者を受入れており、年間の救急車受入台数は 5,567 件、夜間・休日・時間外入院件数 2,751 件</li> </ul> <b>【理由書】</b>	適
3	①当該病院勤務医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画 ②以下全てが記載 (1)労働時間の状況、労務及び健康管理 (2)労働時間短縮目標及び具体の取組	①医師を含む関係者が参加する合議体で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成  ②医師労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載  <b>【評価結果通知書】</b>	適
4	面接指導及び休憩時間確保体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師に対する面接指導マニュアルを作成し、実施体制を整備</li> <li>勤怠管理システムにより勤務時間を把握し、勤務時間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備</li> </ul> <b>【評価結果通知書】</b>	適
5	労働法制にかかる違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反無</li> </ul> <b>【誓約書】</b>	適
6	①水準適用による地域医療の提供体制の構築方針（医療計画等）の整合性 ②地域の医療提供体制全体として医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該医療機関は、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受け入れる「救命救急センター」であり、周南地域の中核病院として、他の医療機関では対応困難な高度医療を 24 時間 365 日体制で提供している。</li> <li>当該医療機関の医師は、県民により質の高い医療を継続的に提供しており、今後も、地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</li> </ul>	(適)

## 特定労務管理対象機関指定審査表（2）

## 連携 B 水準：連携型特定地域医療提供機関（山口大学医学部附属病院）

連携 B 水準…地域医療提供体制の確保の観点から、医師の派遣を通じて時間外業務が必要とされるために、自院での時間外・休日労働時間は年 960 時間以内、副業・兼業先との通算労働時間が年 960 時間を超える場合に設けられた水準

項目	指定要件	確認内容 【確認方法】	審査結果
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学病院として、地域の医療機関に医師を派遣し、そのうち医師少数区域の 13 医療機関に派遣</li> <li>・ 派遣医師は、1 人あたり月平均 2.9 回、15.1h の外来診療等に従事（1 人あたり年間 372.7h の他院での時間外労働）</li> </ul> <p>【理由書】</p>	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、通算して年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記 1 のとおり</li> </ul>	適
3	<p>① 当該病院勤務医師その他関係者の意見を聴いて作成された労働時間短縮計画</p> <p>② 以下全てが記載</p> <p>(1) 労働時間の状況、労務及び健康管理</p> <p>(2) 労働時間短縮目標及び具体の取組</p>	<p>① 医師を含む関係者が参加する合議体で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成</p> <p>② 医師労働時間短縮計画は、国のガイドラインに示されたひな形をもとに作成され、全項目を記載</p> <p>【評価結果通知書】</p>	適
4	面接指導及び休息時間確保体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間労働医師に対する面接指導の取扱いについて実施要綱を作成し、実施体制を整備</li> <li>・ 勤怠管理システムにより勤務時間を把握し、勤務間インターバル、代償休息に関するルールを定め、追加的健康確保措置の体制を整備</li> </ul> <p>【評価結果通知書】</p>	適
5	労働法制にかかる違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反無</li> </ul> <p>【誓約書】</p>	適

6	<p>①地域医療提供体制のための医師派遣の必要性</p> <p>②水準適用による地域医療の提供体制の構築方針（医療計画等）の整合性</p> <p>③地域の医療提供体制全体として医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関は、県内 80 医療機関に医師派遣を行っており、特に医師が不足している医師少数区域の 13 医療機関に派遣を行っている。</li> <li>・医師確保が困難な医療機関に派遣することにより、地域に必要とされる医療の継続的な提供が可能となっており、今後も、地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</li> </ul>	(適)
---	---	--	-----